

監 査 委 員

5年監査公表第8号

令和4年度に執行した監査の結果（令和4年12月27日から令和5年2月28日までの監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、京都府知事及び京都府教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年10月6日

京都府監査委員	四 方	源太郎
同	田 中	美貴子
同	森	敏 行
同	橋 本	幸 三

定 期 監 査

監査の結果

【部局別】

(1) 健康福祉部

府立洛南病院

(指摘)

未収金に係る督促状を発行していなかったもの

(措置の内容)

督促状の発行漏れを防止するため、院内のシステムで督促状の印刷と発行履歴を管理することができるよう今後改修して、定期的に督促状の発行状況を確認することとした。

(指摘)

総額記載のない見積書により採用決定していたもの

(措置の内容)

関係職員全てに、見積書を受け取った時点で会計事務の手引きや会計通信などを活用して記

載内容を点検するとともに、採用時点にも再度、確認するように周知徹底し、再発防止を図った。

(2) 建設交通部

京都土木事務所

(指摘)

誤徴収した河川占用料を還付していなかったもの

(措置の内容)

監査終了後、相手方に対し経緯を説明し、過誤徴収した河川占用料を還付した。

今後は、担当者だけでなく、他の職員も占用料徴収根拠法令等を学習・理解するとともに、決裁過程等での複数職員によるチェック体制を徹底し、再発防止を図ることとした。

(3) 広域振興局

山城広域振興局（乙訓）

(指摘)

行政財産目的外使用許可に伴う光熱水費の収入年度を誤っていたもの

(措置の内容)

監査終了後、課内会議において指摘事項の説明を行い、歳入の会計年度区分について周知徹底した。

今後は、会計研修への参加、会計事務チェックポイントの活用等により、職員が制度理解を深めることとし、収入年度を誤らないよう、簿冊に注意事項を記載するなど複数職員による確認を徹底することとした。

山城北保健所

(指摘)

時間外勤務手当を誤支給していたもの

(措置の内容)

監査終了後、所内課長等会議を開催し、係長以上に再発防止に向けて注意喚起を行うとともに、時間外勤務手当の誤支給分については、令和4年12月に返納が完了し、未支給分については、令和4年12月に追給を行った。

また、今後の再発防止に向けて、誤支給の原因を分析の上、総務事務システム入力に関する留意事項を作成し、係長以上に配付を行い、改めて注意喚起を行った。

(4) 教育委員会

府立西乙訓高等学校

(指摘)

通勤手当を過大に支給していたもの

(措置の内容)

該当職員から通勤の状況を聴取し、届を提出させ認定経路の変更を行い、過払いした通勤手当については令和5年1月に返納を受けた。

あわせて全員の認定について同様の誤りが無いことを確認した。

今後は、教職員に対して些細な内容の変更で

も速やかに申し出るよう注意喚起するとともに、交通用具使用者の通勤認定経路等の手当等における認定状況の随時点検を毎年実施することとし、再発防止を図ることとした。